議案第8号

あきる野市学童クラブ条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年2月17日

提出者 あきる野市長 村 木 英 幸

提案理由

学童クラブの待機児童の解消を目的に、新たに学童クラブを設置することに伴い、規定を整備する必要がある。

あきる野市学童クラブ条例の一部を改正する条例

あきる野市学童クラブ条例(平成20年あきる野市条例第31号)の一部を次のように改正する。

	I						
	別表第1中	若葉学童クラブ		あきる野市上代継303番地5			を
						-	
Γ							
	去	ニ カラブ	たもフ 配士 [

 若葉第1学童クラブ
 あきる野市上代継303番地5

 若葉第2学童クラブ
 あきる野市上代継303番地5

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。